

## 契約更新にかかるよくある質問（組合員向け）

### I 「火災共済契約満了及び振替口座確認の通知書」（満了通知書）に関する質問

（問1） 契約内容に変更がない場合の手続方法はどのようなのか。

（答） 「火災共済契約変更届」の「現在の契約内容」欄に記載されている前年度と同内容で契約が自動更新となりますので、本会へ書類を提出する必要はありません。

（問2） 「火災共済契約変更届」の「現在の契約内容」欄に「未登録」と印字されている箇所があるが、例年更新してきたので、今年もこのまま更新でいいか。

（答） 被災された際に必要な情報となりますので、「未登録」の項目を「火災共済契約変更届」右側の記入欄に記入し、本会へ提出してください。

（問3） 「火災共済契約変更届」を書き間違えたが、訂正印は必要か。

（答） 訂正印は必要ありません。

（問4） 「火災共済契約変更届」に変更項目を記入せず、「現在の契約内容」欄の内容を二重線で抹消し、その上に正しい内容を記入したが反映されるか。

（答） 反映されません。必ず「火災共済契約変更届」右側の記入欄に記入してください。

（問5） 「火災共済契約変更届」を提出した後、受理した通知はくるのか。

（答） 通知は発送しておりませんので、4月中旬に発送する承諾通知書にて確認してください。

（問6） 契約者住所と物件住所が以前のもので、「火災共済契約変更届」の「契約者住所」欄のみ記入して提出したが、物件住所も変更されるのか。

（答） 契約者住所のみ変更となりますので、必ず「火災共済契約変更届」右側の「物件の所在地」欄にも新しい住所を記入してください。

（問7） 「火災共済契約変更届」の変更する箇所に記入したが、それ以外にも全て記入する必要があるか。

（答） 変更が無い項目の記入は不要です。

ただし、契約金額・契約口数・共済掛金の項目につきましては、（問8）に従って記入してください。

(問8) 契約金額・契約口数・共済掛金を変更する場合はどうするのか。

(答) 契約金額・契約口数・共済掛金の項目を全て記入してください。

建物・動産の契約があり、建物のみを契約を変更する場合、建物部分のみを記入し、動産部分が未記入であると、次年度の契約は建物のみで動産の契約が無い契約で更新されてしまいますので、動産に変更が無い場合であっても当該項目全てに記入してください。

契約しない契約金額、契約口数、共済掛金の項目は0万円、0口、0円のように記入してください。

【例】

	現契約	変更後	記載方法 (正)	記載方法 (誤)
建物	20口	40口	40口	40口
動産	20口	20口	20口	
合計	40口	60口	60口	40口

(問9) 契約の種類を変更する場合はどうするのか。

(答) 「火災共済契約変更届」右側の「契約の種類」欄の該当する契約の種類に○印を付し、契約金額・契約口数・共済掛金欄も記入してください。

なお、風水雪害特約契約を附帯する場合は、同封の「火災共済のしおり」28頁「3 風水雪害特約契約の申込みに当たっての留意事項」をご参照の上、記入してください。

(問10) 風水雪害特約契約は単独で契約できるか。

(答) 単独では契約できません。

火災共済契約（基本契約）に附帯しての契約となります。

(問11) 基本契約で建物と動産の両方を契約している場合、風水雪害特約契約を建物のみまたは動産のみの契約はできるか。

(答) できません。

その場合、建物・動産の両方に風水雪害特約を契約してください。

なお、風水雪害特約の契約口数は、契約可能な口数の上限を超えない限り、必ず基本契約の口数と同口数で契約することとなりますので、ご注意ください。

(問12) 第二連絡先の欄には、誰を記入すれば良いか。

(答) 契約者に連絡不通の場合、親族等で連絡がとれる方を記入してください。

(問13) 建物の再取得価額以上に契約した場合はどうなるのか。

(答) 超過した部分についての共済契約は無効となるため、「火災共済契約変更届」に正しい内容の契約金額・契約口数・共済掛金を記入し、本会へ提出してください。

(問14) 契約者が死亡したが手続きはどうするのか。

(答) 1. 承継組合員制度を利用する場合

契約者が死亡し、承継申請期限内に承継申請をする場合、その配偶者が承継組合員として引き続き共済事業を利用することができますので、「火災共済契約変更届」及び「承継組合員申請書類送付依頼書」に必要事項をご記入の上、本会に提出してください。

後日、本会より必要書類を送付します。

2. 承継組合員制度を利用しない場合

契約者が死亡し、承継組合員制度を利用しない場合、もしくは利用できない場合、法定脱退となりますので、「火災共済契約変更届」右下の「契約者が死亡した場合」の「契約者死亡」に○印を付し、死亡日及び提出者住所等を記入の上、本会へ返送してください。

後日、本会より必要書類を送付します。

(問15) 承継組合員制度は、契約者が生存している時点で事前に申請できるか。

(答) できません。

契約者が亡くなられた後、お手続きをしてください。

そのため、契約者がご存命の場合、承継組合員申請書類送付依頼書等の提出はできません。

(問16) 複数契約あり、すべての物件を解約する場合、「火災共済契約変更届」はそれぞれ出すのか。

(答) それぞれご提出してください。

すべての契約物件分の「火災共済契約変更届」の「契約を継続しない場合」の「継続しません。」に○を付し、本会へ提出してください。

ただし、承継組合員制度へ切り替える場合に限り、「火災共済契約変更届」及び「承継組合員申請書類送付依頼書」は、1枚ずつの提出で構いません。

(問17) 当年度の契約を解約したい場合の手続きはどうするのか。

(答) 別途、書類が必要となりますので本会にご連絡ください。

(問18) 物件所有者が死亡したが、新たな所有者がまだ決まっていない場合、変更手続きはどうすればいいか。

(答) 「火災共済契約変更届」右側の「物件の所有者氏名及び生年月日」並びに「所有区分」に、物件を相続する予定の方または、現在事実上の所有者となっている方の名前・生年月日・所有区分を記入し、本会に提出してください。

なお、上記に該当する方が組合員及び扶養親族（生計を一にする3親等内の親族をいう。）でない場合、建物の契約はできません。

(問19) 現在、契約中の物件が空き家になるが、解約しなければならないか。

(答) 再入居を前提とし、月に1回以上の見回り、点検等の管理をする場合に限り契約できます。本会のホームページよりダウンロードできる「契約物件管理状況報告書」を契約更新時に提出してください。

ただし、ホームページからダウンロードできる様式は、支部長名や支部長印の欄があるため、二重線で削除し、本会へ直接提出してください。

また、次年度以降についても、契約更新時に提出してください。

なお、要件を満たさない場合は、契約できませんので、本会へご連絡ください。

(問20) 売却予定の空き家は契約することはできるか。

(答) できません。

空き家の契約につきましては、再入居を前提とし、月に1回以上の見回り点検等の管理をする場合に限り契約できます。

(問21) 契約者氏名の変更届欄に、改姓・改名の場合のみとあるが、それ以外の場合、契約者を変更できるか。

(答) できません。

なお、契約者が死亡した場合、契約者氏名を変更することはできません。

その場合は、(問14)をご参照の上、お手続きをしてください。

(問22) 「火災共済契約変更届」右下にある「提出者住所」等の欄は記入しなくていいか。

(答) 本会より書類を送付する場合、必要になりますので、必ず記入してください。

(問23) 「火災共済契約変更届」左下に補償内容の記載があるが、この額まで補償されるのか。

(答) 左下にある補償内容は、本会が全損と認定をした場合の補償最高限度額です。

契約物件の一部が破損した際の修繕費がこの金額以内であれば全額補償になるわけではなく、各災害の損害に応じ、算出式に当てはめ、共済金を算出します。

なお、算出の詳細につきましては、同封の「火災共済のしおり」に記載しておりますので、ご参照ください。

火災共済金は12頁、風水雪害共済金は12頁、風水雪害特約共済金は14頁に算出式を記載しております。

## II 共済掛金の振替口座に関する質問

(問24) 振替口座の変更は、「火災共済契約変更届」でできるか。

(答) できません。

必要書類をお送りいたしますので、本会にご連絡ください。

(問25) 金融機関合併または支店が統廃合されてしまったがどうすればよいか。

(答) 変更の手続きが必要となりますので、本会にご連絡ください。

(問26) 複数物件を契約しているが、振替口座を別々にしたい。

(答) 一人の組合員に対して、一つの口座登録となるためできません。

(問27) 掛金を口座振替ではなく、振込みにできるのか。また、3月以外の振替日に変更できるか。

(答) 両方ともできません。

### Ⅲ その他

(問28) 「証券」はないのか。

(答) 口座振替確認後の翌月中旬に本会から送付する「火災共済契約承諾通知書」(ハガキ形式)が民間損保でいう「証券」に代わるものとなります。

(問29) 地震共済は取扱っていないのか。

(答) 取扱いはありません。

なお、組合員が現に居住する物件についてのみ、地震災害見舞金制度の対象となります。